

<付録>保育園・保育サービスの早見表

～年齢や預ける日数によって様々なサービスがあります～

週4日以上お子さんを預けたい

0歳児～2歳児

◎地域型保育事業①

小規模保育事業

★定員6人以上19人以下の少人数保育施設

(区役所・支所への申請が必要)

◎地域型保育事業②

家庭的保育事業

★定員5人以下の少人数保育施設

(区役所・支所への申請が必要)

◎地域型保育事業③

事業所内保育事業

★事業所(会社など)内で、従業員と地域の子どもを保育する施設(定員19名以下)

(区役所・支所への申請が必要)

◎認可保育所

★保護者が就労などのために、常時、家庭で保育できない場合に保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設

(区役所・支所への申請が必要)

◎認定こども園

(保育所部分)

★就学前の教育・保育を一体的に提供し、地域の子育て支援も行う施設

(区役所・支所への申請が必要)

3歳児～5歳児

◎幼稚園(預かり保育実施園)

★幼児を保育し、健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした学校教育施設。4時間の標準時間教育のほか、希望者を対象に預かり保育を実施している施設があります。

(各施設への申請が必要)

◎川崎認定保育園

★川崎市が定めた基準を満たしている認定を受けている保育施設

(各施設への申請が必要)

★所得や就労などの要件を満たせば、月1万～2万円(0～2歳児)・5000円(3歳児以上)の補助金あり

週3日以下もしくはときどきお子さんを預けたい

0歳児～5歳児

◎認可保育所の

一時保育(週3日以内)

★保護者が週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などの事由のため、お子さんを家庭で保育できない場合に、断続的又は一時的に、保護者に代わって保育を実施する制度です。

(各施設への申請が必要)

◎川崎認定保育園の

リフレッシュ保育

(週3日以内)

★週3日以下の月極契約や冠婚葬祭などの事由のため、お子さんを家庭で保育できない場合に保育を実施する制度です。

(各施設への申請が必要)

◎地域保育園 ★川崎市に開設の届け出をし、認可外保育施設指導監督基準を満たした施設(0～5歳児受入・施設による)